

いつまでも住み慣れた地域で 自分らしく暮らすために

「介護予防・日常生活支援総合事業」



ここがポイント

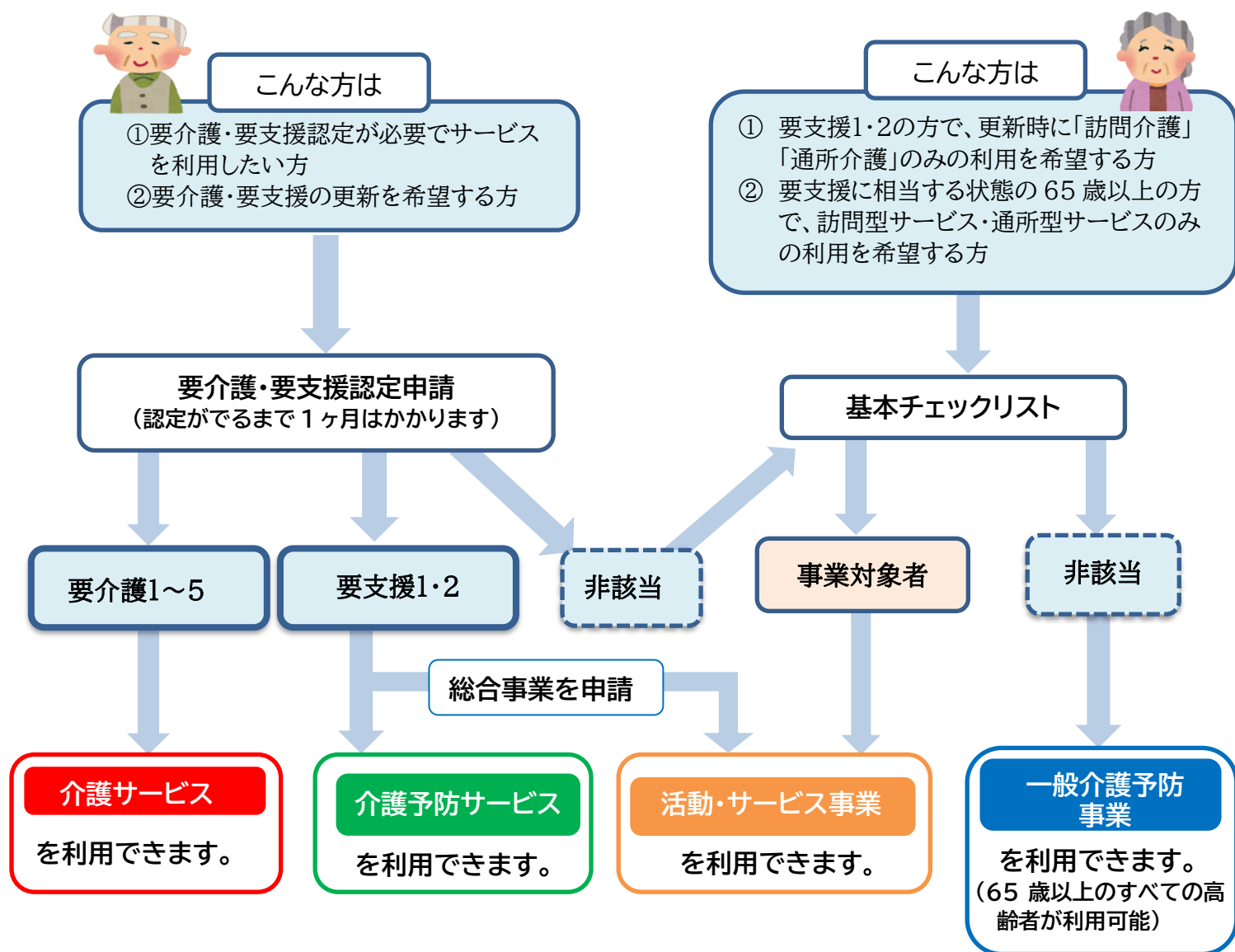
介護保険制度の改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業が創設され、甲州市では平成29年3月から利用できるようになりました。

この事業は「活動・サービス事業」と「一般介護予防事業」とで構成され、65歳以上の皆様の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的としています。

介護予防・生活支援サービス事業のサービスを利用する場合は、要支援認定の手続きをしなくても、簡単な基本チェックリストによる判定で、サービスの「事業対象者」としてご利用いただけます。

甲州市

介護予防・日常生活支援総合事業等のご利用までの流れ



*第2号被保険者の方(64歳以下)は要支援1・2の認定を受けた方が活動・サービス事業を利用できます。

*おたすけサポートサービス(訪問型サービス・活動B)及びサービス・活動Aについては、要支援または事業対象者のときから本事業を利用し、要介護の認定を受けた日以降も継続的に本事業を利用する者(継続利用要介護者)も対象とします。

基本チェックリスト・事業対象者とは

基本チェックリストは、25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。
その基本チェックリストに該当した方を「事業対象者」と呼び、活動・サービス事業が利用できます。

基本チェックリスト(一部)

- ☐ バスや電車で1人で外出していますか？
- ☐ 転倒に対する不安は大きいですか？
- ☐ 週に1回以上は外出していますか？
- ☐ 今日が何月何日かわからない時がありますか？
等

活動・サービス事業

対象者：①要支援認定を受けた方

②基本チェックリストにより介護予防生活支援サービスの事業対象者となった方（要支援に相当する方を想定）

◇通所型サービス

	国の基準による通所型サービス (通所型従前相当サービス)	市独自の基準による通所型サービス (通所型サービス・活動 A)
内 容	デイサービスで、食事、入浴などのサービスや、生活機能向上のためのサービスが受けられます。	予防通所介護事業所の緩和した基準によるサービス。通所による運動・レクリエーションを行い、運動機能向上や交流の支援
自己負担 (目安)	○1週当たりの標準的な回数を定める場合 ・事業対象者・要支援1(週 1 回程度) 1,798 円/月 ・事業対象者・要支援2(※週2回程度) 3,621 円/月 ◆サービス計画と利用実績が異なる場合は下記の単価×利用回数となります。	① 一日型 348円/回 ② 半日型 233円/回
☆1 割負担 の場合	○1月の回数を定めた場合 ・事業対象者・要支援1(1 回～4 回) 436 円/回 ・要支援2 ・事業対象者(1 回～8 回) 447 円/回	半日型については運動機能向上を中心としたプログラムを週 1 回利用可能

※事業対象者は一部条件により週2回を超える程度の利用が可能な場合があります。

◇ももたろう塾【通所型サービス・活動 C(短期集中予防サービス)】

内 容	自立した日常生活の維持に必要な運動機能、口腔機能、栄養改善を目的に、リハビリ等の専門職が、短期集中(概ね3ヶ月から 6 か月間)で支援を行う通所型のプログラムです。 週1回 午前9:30～11:30 *送迎あります。
自己負担	200円/回

◇訪問型サービス

	国の基準による訪問型サービス (訪問型従前相当サービス)	市独自の基準による訪問型サービス (訪問型サービス・活動 A)
内 容	ヘルパーによる身体介護・生活援助	予防訪問介護事業所の緩和した基準によるサービス(買い物・掃除・洗濯等の生活援助)
自己負担(目安) ☆1割負担の場合	○1週当たりの標準的な回数を定める場合 週 1 回程度 1,176 円/月 週 2 回程度 2,349 円/月 週 2 回を超える場合(※原則要支援 2 のみ) 3,727 円/月 ◆サービス計画と利用実績が異なる場合は単価 287円×利用回数となります。 ○1月の回数を定めた場合(3,727 単位以内) 身体介護・生活援助の利用 287 円/回 生活援助が中心 20 分～45 分 179 円/回 45 分以上 220 円/回 短時間の身体介護 163 円/回	① 30 分未満 142 円/回 ② 30 分以上 60 分未満 249 円/回 ③ 60 分以上 90 分未満 380 円/回 ※いずれも週 2 回以内

※事業対象者は一部条件により週2回を超える程度の利用が可能な場合があります。

◇おたすけサポートサービス(訪問型サービス・活動B)

内 容	養成講座を受けたボランティアによる、ゴミだし・片付け・買い物付添い・話し相手等の支援で、本人や家族等ができない日常のちょっとした困りごとへの支援です。 * 事前に会員登録が必要です。
自己負担	30分 100円(最大1時間30分まで) + 交通費100円 交通費に関しては支援内容によって自己負担が増える場合があります。

※継続的に利用している方については要介護認定を受けた後も利用が可能です。
(但し、サポートセンターが対応可能と認めた場合)

◇1ヶ月に利用できるサービス

要介護認定、または基本チェックリストによって「要支援1・2」と認定された人及び「事業対象者」と判定された人は、原則として費用の1割(一定以上所得者は2割・3割)を負担することで、サービスを受けられます。また、区分により、サービス費用の1ヶ月あたりの上限額が決められています。

区 分	限度額《1ヶ月》
事業対象者 要支援1	5,032 単位
要支援2	10,531 単位

◇介護予防ケアマネジメント ケアプラン(サービス計画)の作成

サービスのご利用に当たっては、地域包括支援センターに相談し、ケアマネジャーにケアプラン(サービス計画)の作成をしてもらいます。(無料)

一般介護予防事業

◇対象者:65歳以上の方

●いきいき健幸教室

自分らしくいきいきと健康で幸せな生活を目指して開催している運動教室です。

簡単で効果的な運動を専門家と一緒に楽しく行えます!!

毎月1回 午後1時30分～(会場によっては14時00分～)

地区公民館など市内12会場で実施。

*詳細は毎月広報の情報カレンダーでお知らせしています。

●家庭でできる筋力アップ体操 デジタル111チャンネル(リモコン11)

毎日、自宅のできる筋力アップのための体操や腰痛・膝痛予防のためのポイントを紹介しています。

◆塩山・大和地区 午前9時00分～ / 午後4時30分～

◆勝沼地区 午前6時30分頃～ / 午後1時00分頃～

午後4時00分頃～ / 午後11時30分頃～

●甲州市高齢者等通いの場整備及び運営支援補助金

通いの場を運営する住民団体等を応援するための補助金を交付します。

補助金額

*通いの場運営事業 開催1回につき 上限2,000円

食料費/報償費/消耗品費/保険料/通信運搬費/印刷費/会議経費/材料費が対象となります。

*通いの場整備事業 上限50,000円(1団体につき初年度のみ)

備品が対象となります。

詳しい補助条件、申請は、介護支援課高齢者支援担当までお願いします。

お問い合わせ:介護支援課 高齢者支援担当 34-5434
甲州市地域包括支援センター 32-5600